



発行  
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…二
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要……………（同）…四

公告

告示

●東京都告示第千百六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

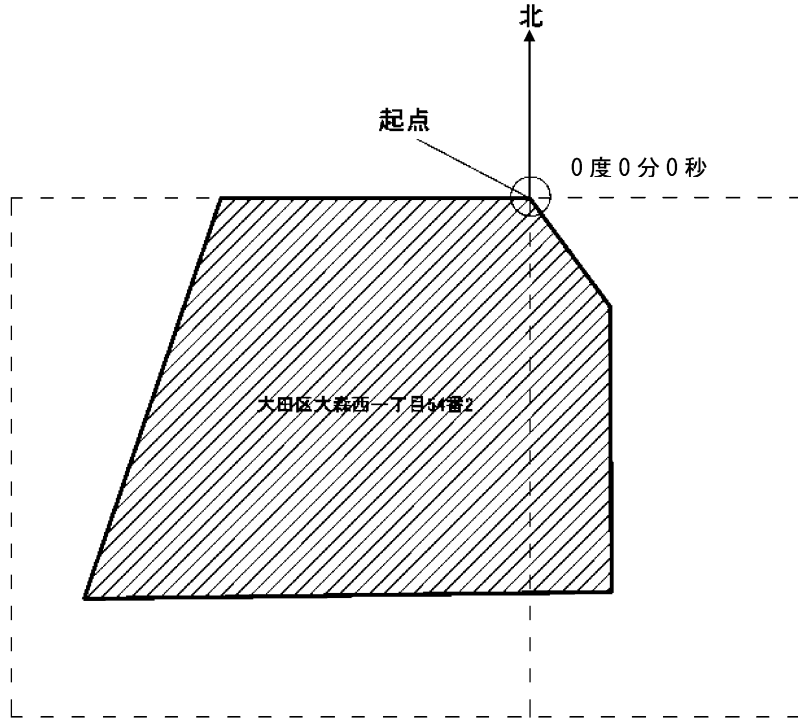
令和五年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（大田区大森西一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、大田区大森西一丁目 54 番 2 の最北端とする。

【格子の回転角度 0度0分0秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百六十四号

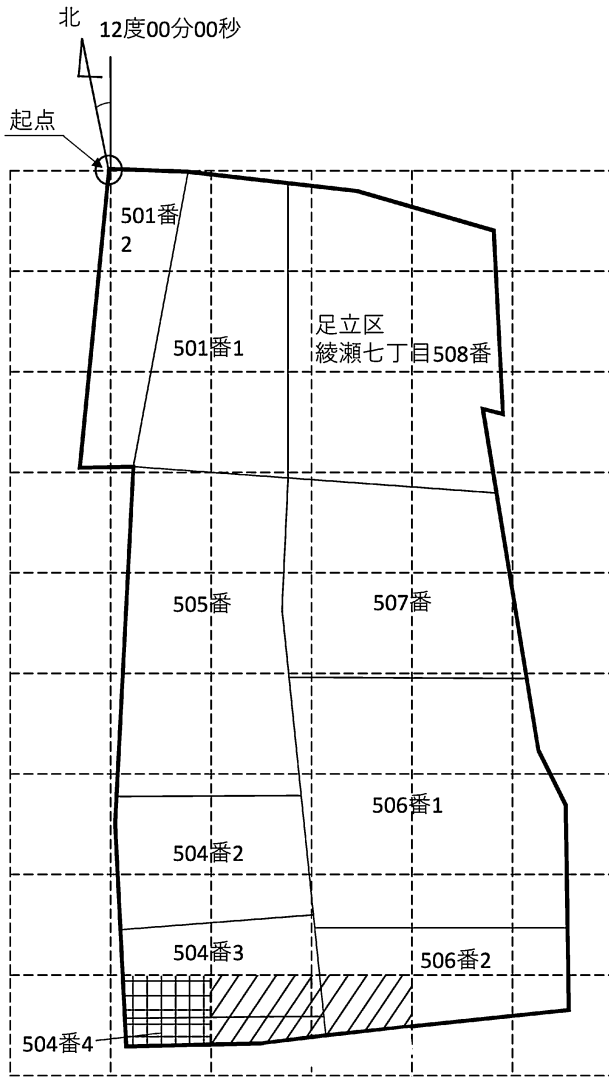
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和五年東京都告示第九百九十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区綾瀬七丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【凡例】**

- 調査対象地
- 筆境界
- 単位区画
- ▦ 指定を解除する区域
- ▨ 形質変更時要届出区域  
(令和5年東京都告示第995号により指定された区域)

**【起点】**

起点は、足立区綾瀬七丁目501番2の最北端とする。

**【格子の回転角度（12度00分00秒）】**

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

# 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十一月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和五年十一月八日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名 *cocoti*

二 店舗所在地 渋谷区渋谷一丁目二十三番一号

三 設置者名 三井住友信託銀行株式会社

四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番一号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社アントレックスほか十名

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランドほか二名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社トゥモロランド

八 変更前の小売業者 佐々木 啓之  
の代表者名

九 変更後の小売業者 佐々木 裕平  
の代表者名

十 変更日 令和四年一月十九日ほか  
令和五年十月十九日

十一 届出日 令和五年十月十九日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十三 縦覧期間 令和五年十一月八日から令和六年  
三月八日まで。ただし、東京都の  
休日に関する条例(平成元年東京  
都条例第十号)に定める休日を除  
く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店  
舗の変更について届出があったので、同条第三項において  
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、  
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう  
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体  
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に  
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を  
添えて、令和五年十一月八日から四月以内に東京都産業労  
働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和五年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子  
cocotti

一 店舗名 渋谷区渋谷一丁目二十三番一号

二 店舗所在地 三井住友信託銀行株式会社

三 設置者名 千代田区丸の内一丁目四番一号

四 設置者住所 店舗内 八十七台

五 変更前の駐車場の  
位置及び収容台数 店舗内 十一台

六 変更後の駐車場の  
位置及び収容台数 店舗内 二十五・六四立方メー  
トル

七 変更前の廃棄物等  
の保管施設の位置  
及び容量 店舗内 十一・八八立方メー  
トル

八 変更後の廃棄物等  
の保管施設の位置  
及び容量

九 変更日 令和六年六月二十一日

十 届出日 令和五年十月二十日

十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業  
振興課(新宿区西新宿二丁目八番  
一号)

十二 縦覧期間 令和五年十一月八日から令和六年  
三月八日まで。ただし、東京都の  
休日に関する条例(平成元年東京  
都条例第十号)に定める休日を除  
く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十  
分まで。ただし、正午から午後一  
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見  
の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八  
条第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項  
の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に  
供する。

令和五年十一月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名、店舗所在地及び設置者名

(一)ア 店舗名 (仮称)多摩境駅前開発計画  
イ 店舗所在地 町田市小山ヶ丘三丁目二十二番九ほ  
か

ウ 設置者名 京王電鉄株式会社

(二)ア 店舗名 (仮称)ベルク練馬高松店  
イ 店舗所在地 練馬区高松三丁目三千六百八十二番  
地一ほか三筆

ウ 設置者名 高山 貢ほか一名

(三)ア 店舗名 渋谷フクラス  
イ 店舗所在地 渋谷区道玄坂一丁目二番三号

ウ 設置者名 渋谷フクラス管理組合

(四)ア 店舗名 グランパーク  
イ 店舗所在地 港区芝浦三丁目四番一号

ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名

(五)ア 店舗名 西友下井草店  
イ 店舗所在地 杉並区下井草二丁目四十一番八号

ウ 設置者名 森田興業株式会社

二 東京都の意見の概要

ア 概要 一(一)から(五)までの店舗に係る届出に  
ついては、区市等の意見に配慮する  
とともに、大規模小売店舗立地法第  
四条に基づく指針を勘案し、総合的  
に判断して意見なしとする。

イ 意見の通知日 令和五年十月十七日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

四 縦覧期間

令和五年十一月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001